

○ 判定区分Ⅳの施設は、いずれも緊急措置（橋梁：通行止め）を実施

## <判定区分Ⅳのリスト>

### ○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
富士宮市	9093	市道下稲子4号線	不明	主桁（丸太）の著しい腐食
袋井市	北明橋	市道彦島2号線	1955	桁と床版（木橋）の著しい腐食
袋井市	高名橋	市道春岡25号線	1956	洗掘による橋脚の沈下
西伊豆町	宇久須橋	町道柴松ヶ坂線	1932	主桁コンクリートの剥離鉄筋露出
吉田町	念佛橋	町道塩谷上川原3号線	1960	主桁支承上の損傷が著しく、桁かかり長が足りない
浜松市	長石5号橋	市道天竜長石西線	1986	橋脚下部の著しい変形・欠損

### ※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態